

# 児童発達支援

## 令和3年度報酬単価

児童発達支援 センターで 行う場合	障害児の場合 (1)医療的ケア児 (32点以上)の場合	定員30人以下	3,086 単位
		定員31人以上40人以下	3,005 単位
		定員41人以上50人以下	2,930 単位
		定員51人以上60人以下	2,859 単位
		定員61人以上70人以下	2,830 単位
		定員71人以上80人以下	2,804 単位
		定員81人以上	2,778 単位
	(2)医療的ケア児 (16点以上32点未満)の場合	定員30人以下	2,086 単位
		定員31人以上40人以下	2,005 単位
		定員41人以上50人以下	1,930 単位
		定員51人以上60人以下	1,859 単位
		定員61人以上70人以下	1,830 単位
		定員71人以上80人以下	1,804 単位
		定員81人以上	1,778 単位
	(3)医療的ケア児 (16点未満)の場合	定員30人以下	1,753 単位
		定員31人以上40人以下	1,672 単位
		定員41人以上50人以下	1,597 単位
		定員51人以上60人以下	1,526 単位
		定員61人以上70人以下	1,497 単位
		定員71人以上80人以下	1,471 単位
定員81人以上		1,445 単位	
(4)(1)~(3)以外の場合	定員30人以下	1,086 単位	
	定員31人以上40人以下	1,005 単位	
	定員41人以上50人以下	930 単位	
	定員51人以上60人以下	859 単位	
	定員61人以上70人以下	830 単位	
	定員71人以上80人以下	804 単位	
	定員81人以上	778 単位	
難聴児の場合 (1)医療的ケア児 (32点以上)の場合	定員20人以下	3,384 単位	
	定員21人以上30人以下	3,191 単位	
	定員31人以上40人以下	3,075 単位	
	定員41人以上	2,975 単位	
(2)医療的ケア児 (16点以上32点以上)の場合	定員20人以下	2,384 単位	
	定員21人以上30人以下	2,191 単位	
	定員31人以上40人以下	2,075 単位	
	定員41人以上	1,975 単位	

## 旧単価

児童発達支援 センターで 行う場合	障害児の場合	定員30人以下	1,085 単位
		定員31人以上40人以下	1,004 単位
		定員41人以上50人以下	929 単位
		定員51人以上60人以下	858 単位
		定員61人以上70人以下	829 単位
		定員71人以上80人以下	803 単位
		定員81人以上	777 単位
	難聴児の場合	定員20人以下	1,383 単位
		定員21人以上30人以下	1,190 単位
		定員31人以上40人以下	1,074 単位
		定員41人以上	974 単位

# 児童発達支援

## 令和3年度報酬単価

	(3)医療的ケア児 (16点未満)の場合	定員20人以下	2,051 単位	
		定員21人以上30人以下	1,858 単位	
		定員31人以上40人以下	1,742 単位	
	(4)(1)~(3)以外の場合	定員20人以下	1,384 単位	
		定員21人以上30人以下	1,191 単位	
		定員31人以上40人以下	1,075 単位	
	重症心身 障害児の場合	定員15人以下	1,331 単位	
		定員16人以上20人以下	1,040 単位	
		定員21人以上	924 単位	
児童発達支援 センター以外で 行う場合	障害児の場合 (1)未就学児	(一)医療的 ケア児	定員10人以下	2,885 単位
			定員11人以上20人以下	2,613 単位
			定員21人以上	2,486 単位
		(二)医療的 ケア児16点 以上32点未満	定員10人以下	1,885 単位
			定員11人以上20人以下	1,613 単位
			定員21人以上	1,486 単位
	障害児の場合 (2)未就学児 以外	(三)医療的 ケア児 (16点未満)	定員10人以下	1,552 単位
			定員11人以上20人以下	1,280 単位
			定員21人以上	1,153 単位
		(四) (一)~(三) 以外	定員10人以下	885 単位
			定員11人以上20人以下	613 単位
			定員21人以上	486 単位
		(一)医療的 ケア児 (32点以上)	定員10人以下	2,754 単位
			定員11人以上20人以下	2,513 単位
	定員21人以上	2,404 単位		
	(二)医療的 ケア児16点 以上32点未満	定員10人以下	1,754 単位	
		定員11人以上20人以下	1,513 単位	
		定員21人以上	1,404 単位	
		(三)医療的 ケア児 (16点未満)	定員10人以下	1,421 単位
		定員11人以上20人以下	1,180 単位	
		定員21人以上	1,071 単位	
	(四) (一)~(三) 以外	定員10人以下	754 単位	
		定員11人以上20人以下	513 単位	
	定員21人以上	404 単位		

## 旧単価

	重症心身 障害児の場合	定員15人以下	1,330 単位	
		定員16人以上20人以下	1,039 単位	
		定員21人以上	923 単位	
児童発達支援 センター以外で 行う場合	障害児の場合	未就学児	定員10人以下	830 単位
			定員11人以上20人以下	559 単位
			定員21人以上	435 単位
	未就学児 以外	定員10人以下	706 単位	
		定員11人以上20人以下	467 単位	
		定員21人以上	361 単位	

# 児童発達支援

## 令和3年度報酬単価

重症心身 障害児の場合	定員5人	2,098 単位
	定員6人	1,757 単位
	定員7人	1,511 単位
	定員8人	1,326 単位
	定員9人	1,184 単位
	定員10人	1,069 単位
	定員11人以上	837 単位
共生型児童発達支援給付費		591 単位
基準該当児童発達支援給付費	基準該当児童発達 支援給付費（Ⅰ）	701 単位
	基準該当児童発達 支援給付費（Ⅱ）	591 単位

※令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する

## 旧単価

重症心身 障害児の場合	定員5人	2,096 単位
	定員6人	1,755 単位
	定員7人	1,509 単位
	定員8人	1,325 単位
	定員9人	1,183 単位
	定員10人	1,068 単位
	定員11人以上	836 単位
共生型児童発達支援給付費		562 単位
基準該当児童発達支援給付費	基準該当児童発達 支援給付費（Ⅰ）	667 単位
	基準該当児童発達 支援給付費（Ⅱ）	562 単位

# 児童発達支援

令和3年度報酬単価

地方公共団体の場合	96.5 %
定員超過利用減算	70 %
従業員欠如減算	
減算が適用される月から2月目まで	70 %
3月以上連続して減算の場合	50 %
児童発達支援管理責任者欠如減算	
減算が適用される月から4月目まで	70 %
5月以上連続して減算の場合	50 %
児童発達支援計画未作成減算	
減算が適用される月から2月目まで	70 %
3月以上連続して減算の場合	50 %
開所時間減算	
4時間未満	70 %
4時間以上6時間未満	85 %
自己評価結果等未公表減算	85 %
身体拘束廃止未実施減算	-5 単位
人口内耳装用児支援加算	
児童発達支援センターで行う場合	
難聴児の場合 (1)医療的ケア児	
定員20人以下	603 単位
定員21人以上30人以下	531 単位
定員31人以上40人以下	488 単位
定員41人以上	445 単位

旧単価

地方公共団体の場合	96.5 %
児童指導員等配置加算	
児童発達支援センター以外で障害児に行う場合	
定員10人以下	12 単位
定員11人以上20人以下	8 単位
定員21人以上	6 単位
定員超過利用減算	70 %
従業員欠如減算	
減算が適用される月から2月目まで	70 %
3月以上連続して減算の場合	50 %
児童発達支援管理責任者欠如減算	
減算が適用される月から4月目まで	70 %
5月以上連続して減算の場合	50 %
児童発達支援計画未作成減算	
減算が適用される月から2月目まで	70 %
3月以上連続して減算の場合	50 %
開所時間減算	
4時間未満	70 %
4時間以上6時間未満	85 %
自己評価結果等未公表減算	85 %
身体拘束廃止未実施減算	-5 単位
人口内耳装用児支援加算	
児童発達支援センターで行う場合	
難聴児の場合	
定員20人以下	603 単位
定員21人以上30人以下	531 単位
定員31人以上40人以下	488 単位
定員41人以上	445 単位

# 児童発達支援

令和3年度報酬単価

児童指導員加配加算	
児童発達支援センターで障害児に行う場合	
理学療法士等を配置する場合	
定員30人以下	62 単位
定員31人以上40人以下	53 単位
定員41人以上50人以下	42 単位
定員51人以上60人以下	34 単位
定員61人以上70人以下	29 単位
定員71人以上80人以下	25 単位
定員81人以上	22 単位
児童指導員等を配置する場合	
定員30人以下	41 単位
定員31人以上40人以下	35 単位
定員41人以上50人以下	27 単位
定員51人以上60人以下	22 単位
定員61人以上70人以下	19 単位
定員71人以上80人以下	16 単位
定員81人以上	15 単位
その他の従業員を配置する場合	
定員30人以下	30 単位
定員31人以上40人以下	26 単位
定員41人以上50人以下	20 単位
定員51人以上60人以下	16 単位
定員61人以上70人以下	14 単位
定員71人以上80人以下	12 単位
定員81人以上	11 単位

旧単価

児童指導員加配加算（I）	
児童発達支援センターで障害児に行う場合	
理学療法士等を配置する場合	
定員30人以下	70 単位
定員31人以上40人以下	60 単位
定員41人以上50人以下	46 単位
定員51人以上60人以下	38 単位
定員61人以上70人以下	32 単位
定員71人以上80人以下	28 単位
定員81人以上	25 単位
児童指導員等を配置する場合	
定員30人以下	52 単位
定員31人以上40人以下	44 単位
定員41人以上50人以下	34 単位
定員51人以上60人以下	28 単位
定員61人以上70人以下	24 単位
定員71人以上80人以下	21 単位
定員81人以上	18 単位
その他の従業員を配置する場合	
定員30人以下	30 単位
定員31人以上40人以下	26 単位
定員41人以上50人以下	20 単位
定員51人以上60人以下	17 単位
定員61人以上70人以下	14 単位
定員71人以上80人以下	12 単位
定員81人以上	11 単位

# 児童発達支援

令和3年度報酬単価

児童指導員加配加算 つづき	
主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて 難聴児に対して行った場合	
理学療法士等を配置する場合	
定員20人以下	93 単位
定員21人以上30人以下	75 単位
定員31人以上40人以下	53 単位
定員41人以上	42 単位
児童指導員等を配置する場合	
定員20人以下	62 単位
定員21人以上30人以下	49 単位
定員31人以上40人以下	35 単位
定員41人以上	27 単位
その他の従業員を配置する場合	
定員20人以下	45 単位
定員21人以上30人以下	36 単位
定員31人以上40人以下	26 単位
定員41人以上	20 単位
児童指導員加配加算 つづき	
主として重症心身児を通わせる児童発達支援センターにおいて 重症心身児に対して行った場合	
理学療法士等を配置する場合	
定員15人以下	93 単位
定員16人以上20人以下	93 単位
定員21人以上	75 単位
児童指導員等を配置する場合	
定員15人以下	62 単位
定員16人以上20人以下	62 単位
定員21人以上	49 単位
その他の従業員を配置する場合	
定員15人以下	45 単位
定員16人以上20人以下	45 単位
定員21人以上	36 単位

旧単価

児童指導員加配加算（I）つづき	
主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて 難聴児に対して行った場合	
理学療法士等を配置する場合	
定員20人以下	105 単位
定員21人以上30人以下	84 単位
定員31人以上40人以下	60 単位
定員41人以上	46 単位
児童指導員等を配置する場合	
定員20人以下	77 単位
定員21人以上30人以下	62 単位
定員31人以上40人以下	44 単位
定員41人以上	34 単位
その他の従業員を配置する場合	
定員20人以下	45 単位
定員21人以上30人以下	36 単位
定員31人以上40人以下	26 単位
定員41人以上	10 単位
児童指導員加配加算（I）つづき	
主として重症心身児を通わせる児童発達支援センターにおいて 重症心身児に対して行った場合	
理学療法士等を配置する場合	
定員20人以下	105 単位
定員21人以上	84 単位
児童指導員等を配置する場合	
定員20人以下	77 単位
定員21人以上	62 単位
その他の従業員を配置する場合	
定員20人以下	45 単位
定員21人以上	36 単位

# 児童発達支援

## 令和3年度報酬単価

児童指導員加配加算 つづき	
児童発達支援センター以外で障害児に対して行った場合	
理学療法士等を配置する場合	
定員10人以下	187 単位
定員11人以上20人以下	125 単位
定員21人以上	75 単位
児童指導員等を配置する場合	
定員10人以下	123 単位
定員11人以上20人以下	82 単位
定員21人以上	49 単位
その他の従業員を配置する場合	
定員10人以下	90 単位
定員11人以上20人以下	60 単位
定員21人以上	36 単位

## 旧単価

児童指導員加配加算（I）つづき	
児童発達支援センター以外で障害児に対して行った場合	
理学療法士等を配置する場合	
定員10人以下	209 単位
定員11人以上20人以下	139 単位
定員21人以上	84 単位
児童指導員等を配置する場合	
定員10人以下	155 単位
定員11人以上20人以下	103 単位
定員21人以上	62 単位
その他の従業員を配置する場合	
定員10人以下	91 単位
定員11人以上20人以下	61 単位
定員21人以上	36 単位

# 児童発達支援

## 令和3年度報酬単価

児童指導員加配加算 つづき	
主として重症心身児を通わせる児童発達支援センター以外において 重症心身児に対して行った場合	
理学療法士等を配置する場合	
定員5人	374 単位
定員6人	312 単位
定員7人	267 単位
定員8人	234 単位
定員9人	208 単位
定員10人	187 単位
定員11人以上	125 単位
児童指導員等を配置する場合	
定員5人	247 単位
定員6人	206 単位
定員7人	176 単位
定員8人	154 単位
定員9人	137 単位
定員10人	123 単位
定員11人以上	82 単位
その他の従業員を配置する場合	
定員5人	180 単位
定員6人	150 単位
定員7人	129 単位
定員8人	113 単位
定員9人	100 単位
定員10人	90 単位
定員11人以上	60 単位

## 旧単価

児童指導員加配加算（I）つづき	
主として重症心身児を通わせる児童発達支援センター以外において 重症心身児に対して行った場合	
理学療法士等を配置する場合	
定員5人	418 単位
定員6人	348 単位
定員7人	299 単位
定員8人	261 単位
定員9人	232 単位
定員10人	209 単位
定員11人以上	139 単位
児童指導員等を配置する場合	
定員5人	309 単位
定員6人	258 単位
定員7人	221 単位
定員8人	193 単位
定員9人	172 単位
定員10人	155 単位
定員11人以上	103 単位
その他の従業員を配置する場合	
定員5人	182 単位
定員6人	152 単位
定員7人	130 単位
定員8人	114 単位
定員9人	101 単位
定員10人	91 単位
定員11人以上	61 単位



# 児童発達支援

令和3年度報酬単価

旧単価

		児童指導員等加配加算（Ⅱ） 障害児に行う場合
<b>専門的支援加算</b> 児童発達支援センターで障害児に行う場合 理学療法士等を配置する場合 定員30人以下 定員31人以上40人以下 定員41人以上50人以下 定員51人以上60人以下 定員61人以上70人以下 定員71人以上80人以下 定員81人以上 児童指導員等を配置する場合 定員30人以下 定員31人以上40人以下 定員41人以上50人以下 定員51人以上60人以下 定員61人以上70人以下 定員71人以上80人以下 定員81人以上	62 単位 53 単位 42 単位 34 単位 29 単位 25 単位 22 単位  41 単位 35 単位 27 単位 22 単位 19 単位 16 単位 15 単位	理学療法士等を配置する場合 定員10人以下 定員11人以上20人以下 定員21人以上 児童指導員等を配置する場合 定員10人以下 定員11人以上20人以下 定員21人以上 その他の従業員を配置する場合 定員10人以下 定員11人以上20人以下 定員21人以上

新設  
新設  
新設  
新設  
新設  
新設  
新設  
  
新設  
新設  
新設  
新設  
新設  
新設  
新設

# 児童発達支援

## 令和3年度報酬単価

専門的支援加算 つづき		
主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて		
難聴児に対して行った場合		
理学療法士等を配置する場合		
定員20人以下	93 単位	新設
定員21人以上30人以下	75 単位	新設
定員31人以上40人以下	53 単位	新設
定員41人以上	42 単位	新設
児童指導員等を配置する場合		
定員20人以下	62 単位	新設
定員21人以上30人以下	49 単位	新設
定員31人以上40人以下	35 単位	新設
定員41人以上	27 単位	新設

専門的支援加算 つづき		
主として重症心身児を通わせる児童発達支援センターにおいて		
重症心身児に対して行った場合		
理学療法士等を配置する場合		
定員15人以下	93 単位	新設
定員16人以上20人以下	93 単位	新設
定員21人以上	75 単位	新設
児童指導員等を配置する場合		
定員15人以下	62 単位	新設
定員16人以上20人以下	62 単位	新設
定員21人以上	49 単位	新設

## 旧単価

--	--	--

# 児童発達支援

令和3年度報酬単価

旧単価

専門的支援加算 つづき		
児童発達支援センター以外で障害児に対して行った場合		
理学療法士等を配置する場合		
定員10人以下	187 単位	新設
定員11人以上20人以下	125 単位	新設
定員21人以上	75 単位	新設
児童指導員等を配置する場合		
定員10人以下	123 単位	新設
定員11人以上20人以下	82 単位	新設
定員21人以上	49 単位	新設
専門的支援加算 つづき		
主として重症心身児を通わせる児童発達支援センター以外において		
重症心身児に対して行った場合		
理学療法士等を配置する場合		
定員5人	374 単位	新設
定員6人	312 単位	新設
定員7人	267 単位	新設
定員8人	234 単位	新設
定員9人	208 単位	新設
定員10人	187 単位	新設
定員11人以上	125 単位	新設
児童指導員等を配置する場合		
定員5人	247 単位	新設
定員6人	206 単位	新設
定員7人	176 単位	新設
定員8人	154 単位	新設
定員9人	137 単位	新設
定員10人	123 単位	新設
定員11人以上	82 単位	新設

--	--	--

# 児童発達支援

令和3年度報酬単価

看護職員加配加算（I）	
主として重症心身児を通わせる児童発達支援センターにおいて 重症心身児に対して行った場合	
定員15人以下	100 単位
定員16人以上20人以下	100 単位
定員21人以上	80 単位
看護職員加配加算（I）つづき	
主として重症心身児を通わせる児童発達支援センター以外において 重症心身児に対して行った場合	
定員5人	400 単位
定員6人	333 単位
定員7人	286 単位
定員8人	250 単位
定員9人	222 単位
定員10人	200 単位
定員11人以上	133 単位

旧単価

看護職員加配加算（I）	
児童発達支援センターで障害児に行う場合	
定員30人以下	67 単位
定員31人以上40人以下	57 単位
定員41人以上50人以下	44 単位
定員51人以上60人以下	36 単位
定員61人以上70人以下	31 単位
定員71人以上80人以下	27 単位
定員81人以上	24 単位
主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて 難聴児に対して行った場合	
定員20人以下	100 単位
定員21人以上30人以下	80 単位
定員31人以上40人以下	57 単位
定員41人以上	44 単位
主として重症心身児を通わせる児童発達支援センターにおいて 重症心身児に対して行った場合	
定員20人以下	100 単位
定員21人以上	80 単位
看護職員加配加算（I）つづき	
児童発達支援センター以外で障害児に対して行った場合	
定員10人以下	200 単位
定員11人以上20人以下	133 単位
定員21人以上	80 単位
主として重症心身児を通わせる児童発達支援センター以外において 重症心身児に対して行った場合	
定員5人	400 単位
定員6人	333 単位
定員7人	286 単位
定員8人	250 単位
定員9人	222 単位
定員10人	200 単位
定員11人以上	133 単位

# 児童発達支援

令和3年度報酬単価

## 看護職員加配加算（Ⅱ）

主として重症心身児を通わせる児童発達支援センターにおいて  
重症心身児に対して行った場合

定員15人以下	200 単位
定員16人以下20人以下	200 単位
定員21人以上	160 単位

旧単価

## 看護職員加配加算（Ⅱ）

児童発達支援センターで障害児に行う場合

定員30人以下	134 単位
定員31人以上40人以下	114 単位
定員41人以上50人以下	88 単位
定員51人以上60人以下	72 単位
定員61人以上70人以下	62 単位
定員71人以上80人以下	54 単位
定員81人以上	48 単位

主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて  
難聴児に対して行った場合

定員20人以下	200 単位
定員21人以上30人以下	160 単位
定員31人以上40人以下	114 単位
定員41人以上	88 単位

主として重症心身児を通わせる児童発達支援センターにおいて  
重症心身児に対して行った場合

定員20人以下	200 単位
定員21人以上	160 単位

# 児童発達支援

## 令和3年度報酬単価

### 看護職員加配加算（Ⅱ）つづき

主として重症心身児を通わせる児童発達支援センター以外において  
重症心身児に対して行った場合

定員5人	800 単位
定員6人	666 単位
定員7人	572 単位
定員8人	500 単位
定員9人	444 単位
定員10人	400 単位
定員11人以上	266 単位

## 旧単価

### 看護職員加配加算（Ⅱ）つづき

児童発達支援センター以外で障害児に対して行った場合

定員10人以下	400 単位
定員11人以上20人以下	266 単位
定員21人以上	160 単位

主として重症心身児を通わせる児童発達支援センター以外において  
重症心身児に対して行った場合

定員5人	800 単位
定員6人	666 単位
定員7人	572 単位
定員8人	500 単位
定員9人	444 単位
定員10人	400 単位
定員11人以上	266 単位

# 児童発達支援

## 令和3年度報酬単価

共生型サービス体制強化加算	
児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1以上配置した場合	181 単位
児童発達支援管理責任者を配置した場合	103 単位
保育士又は児童指導員を配置した場合	78 単位
家庭連携加算（月4回を限度）	
1時間未満	187 単位
1時間以上	280 単位
事業所内相談支援加算(Ⅰ) 月1回を限度	100 単位
事業所内相談支援加算(Ⅱ) 月1回を限度	80 単位
食事提供加算（Ⅰ）	
食事提供加算（Ⅱ）	30 単位
利用者負担上限額管理加算	40 単位
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	150 単位
福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	15 単位
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	10 単位
福祉専門職員配置等加算（Ⅳ）	6 単位
栄養士配置等加算（Ⅰ）	
定員40人以下	37 単位
定員41人以上50人以下	30 単位
定員51人以上60人以下	25 単位
定員61人以上70人以下	21 単位
定員71人以上80人以下	19 単位
定員81人以上	16 単位
栄養士配置等加算（Ⅱ）	
定員40人以下	20 単位
定員41人以上50人以下	16 単位
定員51人以上60人以下	13 単位
定員61人以上70人以下	11 単位
定員71人以上80人以下	10 単位
定員81人以上	9 単位

新設

新設

## 旧単価

共生型サービス体制強化加算	
児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1以上配置した場合	181 単位
児童発達支援管理責任者を配置した場合	103 単位
保育士又は児童指導員を配置した場合	78 単位
家庭連携加算（月2回を限度）	
1時間未満	187 単位
1時間以上	280 単位
事業所内相談支援加算	
	35 単位
訪問支援特別加算（月2回を限度）	
1時間未満	187 単位
1時間以上	280 単位
食事提供加算（Ⅰ）	
食事提供加算（Ⅱ）	30 単位
利用者負担上限額管理加算	40 単位
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	150 単位
福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	15 単位
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	10 単位
福祉専門職員配置等加算（Ⅳ）	6 単位
栄養士配置等加算（Ⅰ）	
定員40人以下	37 単位
定員41人以上50人以下	30 単位
定員51人以上60人以下	25 単位
定員61人以上70人以下	21 単位
定員71人以上80人以下	19 単位
定員81人以上	16 単位
栄養士配置等加算（Ⅱ）	
定員40人以下	20 単位
定員41人以上50人以下	16 単位
定員51人以上60人以下	13 単位
定員61人以上70人以下	11 単位
定員71人以上80人以下	10 単位
定員81人以上	9 単位

# 児童発達支援

## 令和3年度報酬単価

欠席時対応加算（月4回を限度）	94 単位	
※重症心身障害児を支援する場合に限り 定員充足率が80%未満の場合は月8回を限度		
特別支援加算	54 単位	
強度高度障害児支援加算	155 単位	
個別サポート加算(I)	100 単位	新設
個別サポート加算(II)	125 単位	新設
医療連携体制加算(I)	32 単位	
医療連携体制加算(II)	63 単位	
医療連携体制加算(III)	125 単位	新設
医療連携体制加算(IV)		
(1)利用者が1人の場合	800 単位	新設
(2)利用者が2人の場合	500 単位	新設
(3)利用者が3人以上8人以下	400 単位	新設
医療連携体制加算(V)		
(1)利用者が1人の場合	1600 単位	新設
(2)利用者が2人の場合	960 単位	新設
(3)利用者が3人以上8人以下	800 単位	新設
医療連携体制加算(VI)	500 単位	
医療連携体制加算(VII)	100 単位	

## 旧単価

欠席時対応加算（月4回を限度）	94 単位
※重症心身障害児を支援する場合に限り 定員充足率が80%未満の場合は月8回を限度	
特別支援加算	54 単位
強度高度障害児支援加算	155 単位
医療連携体制加算(I)	500 単位
医療連携体制加算(II)	250 単位
医療連携体制加算(III)	500 単位
医療連携体制加算(IV)	100 単位
医療連携体制加算(V)	1,000 単位
医療連携体制加算(VI)	500 単位



# 児童発達支援

## 令和3年度報酬単価

送迎加算	
障害児の場合	54 単位
※一定の条件を満たす場合	+37 単位
※同一敷地内	70 %
重症心身障害児の場合	37 単位
※同一敷地内	70 %
延長支援加算	
障害児の場合	
1時間未満	61 単位
1時間以上2時間未満	92 単位
2時間以上	123 単位
重症心身障害児の場合	
1時間未満	128 単位
1時間以上2時間未満	192 単位
2時間以上	256 単位
関係機関連携加算 (I)	200 単位
関係機関連携加算 (II)	200 単位
保育・教育等移行支援加算	500 単位
福祉・介護職員処遇改善加算 (I)	8.1 %
福祉・介護職員処遇改善加算 (II)	5.9 %
福祉・介護職員処遇改善加算 (III)	3.3 %
福祉・介護職員処遇改善加算 (IV)	(III)の90%
福祉・介護職員処遇改善加算 (V)	(III)の80%
※ (IV) と (V) は将来的に廃止	
福祉・介護職員処遇改善特別加算	1.0 %
福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (I)	1.3 %
福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (II)	1.0 %

## 旧単価

送迎加算	
障害児の場合	54 単位
※一定の条件を満たす場合	+37 単位
※同一敷地内	70 %
重症心身障害児の場合	37 単位
※同一敷地内	70 %
延長支援加算	
障害児の場合	
1時間未満	61 単位
1時間以上2時間未満	92 単位
2時間以上	123 単位
重症心身障害児の場合	
1時間未満	128 単位
1時間以上2時間未満	192 単位
2時間以上	256 単位
関係機関連携加算 (I)	200 単位
関係機関連携加算 (II)	200 単位
保育・教育等移行支援加算	500 単位
福祉・介護職員処遇改善加算 (I)	7.6 %
福祉・介護職員処遇改善加算 (II)	5.6 %
福祉・介護職員処遇改善加算 (III)	3.1 %
福祉・介護職員処遇改善加算 (IV)	(III)の90%
福祉・介護職員処遇改善加算 (V)	(III)の80%
※ (IV) と (V) は将来的に廃止	
福祉・介護職員処遇改善特別加算	1.0 %
福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (I)	2.5 %
福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (II)	2.2 %